



元高文書第394号

文書情報課

高知県公文書管理委員会 様

高知県公文書等の管理に関する条例（令和元年高知県条例第1号。以下「条例」という。）第32条第2号の規定により、保存期間が満了した施行日前公文書を公文書館に移管するに当たり、下記のとおり諮問します。

令和2年1月21日

高知県知事 濱田 省司



記

- 1 保存期間が満了した施行日前公文書の公文書館への移管に関する事項
条例附則第6項の規定により知事に協議のあった保存期間が満了した施行日前公文書の移管については、別添の内容のとおりである。